○国土交通省告示第千三百七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年十一月五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5052号	第一種船橋航海当直警報装置	東京計器株式会社	SWリセットユニット（ARS－004）のオプション追加

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市大字茶屋ヶ原字岩の原九九〇番一から同市大字茶屋ヶ原字鳥が首九六四番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十四日

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立大町字抜ノ上二二三一番から同市名立区名立大町字抜ノ上二二四七番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十四日

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立大町字抜ノ上二二六九番一から同市名立区名立大町字抜ノ上二二七九番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十四日

○中部地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市西町四丁目二六番七から同市平戸橋町神田一四一番二まで	前 D	八・〇八～三八・七〇〇～二五・一〇〇メートル	五・五一六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 C	五七・一〇〇～六二・一〇〇メートル	〇・〇四六キロメートル	
	後 B	八・〇八～一〇・〇〇メートル	二・三五〇キロメートル	
	後 A	五・一〇～九〇・三〇メートル	一・六一九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道枝幸郡枝幸町岡島一九七八番二地内	前	四九・〇〇～五八・六〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル	
	後	六〇・〇〇～六九・六〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道野付郡別海町尾岱沼五番二七地内	前	四八・八九～四九・四九メートル	〇・〇〇六キロメートル	
	後	五三・二九～五三・八九メートル	〇・〇〇六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十四日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三八〇番地内	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
二百七十五号	北海道枝幸郡中頓別町字敏音知一五三番から同町字敏音知三〇八番まで	〃
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字大岩二一九番一から同町字大岩五五番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十一月十四日